



宮 崎 県 公 報

平成28年5月2日(月曜日) 第2790号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(“) 1

公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出(12件) ……(農村整備課) 2

- 土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 7
- 落札者等の公告……………7
- 人事委員会規則**
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………7
- 公安委員会規則**
- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………13

告 示

宮崎県告示第 342号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川南町	谷川南川	08-405-1-003	土石流
	西掛迫谷川	08-405-2-002	土石流
	掛迫谷川	08-405-2-003	土石流
	弥次郎上川	08-405-2-004	土石流
	青鹿-1	II-1-6216	急傾斜地の崩壊
	青鹿-2	II-1-6217	急傾斜地の崩壊
	椎原	II-1-6218	急傾斜地の崩壊
	椎原-新①	II-1-6218-新①	急傾斜地の崩壊
	椎原-新②	II-1-6218-新②	急傾斜地の崩壊
	旭ヶ丘	II-2-0377	急傾斜地の崩壊
	岩河	II-1-6248	急傾斜地の崩壊

下ノ古場	II-1-6251	急傾斜地の崩壊
------	-----------	---------

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 343号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
川南町	谷川南川	08-405-1-003	土石流
	弥次郎上川	08-405-2-004	土石流
	青鹿-1	II-1-6216	急傾斜地の崩壊
	青鹿-2	II-1-6217	急傾斜地の崩壊
	椎原	II-1-6218	急傾斜地の崩壊
	椎原-新①	II-1-6218-新①	急傾斜地の崩壊
	椎原-新②	II-1-6218-新②	急傾斜地の崩壊
	旭ヶ丘	II-2-0377	急傾斜地の崩壊
	岩河	II-1-6248	急傾斜地の崩壊
	下ノ古場	II-1-6251	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、江原土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 弘 久	宮崎市佐土原町東上那珂 13807番地18
理 事	西 原 浩 一	宮崎市佐土原町東上那珂 13797番地 1
理 事	岩 切 光 治	宮崎市佐土原町東上那珂 13884番地 1
理 事	外 山 実 郎	宮崎市佐土原町東上那珂 13697番地 1
理 事	圖 師 孝 一	宮崎市佐土原町東上那珂 13727番地 2
監 事	日 高 康 至	宮崎市佐土原町東上那珂 14009番地
監 事	岩 切 重 美	宮崎市佐土原町東上那珂 13108番地 1

（任期：平成31年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 弘 久	宮崎市佐土原町東上那珂 13807番地18
理 事	上 村 淳 一	宮崎市佐土原町東上那珂 14100番地
理 事	高 山 武 幸	宮崎市佐土原町東上那珂 13636番地 3
理 事	図 師 正 文	宮崎市佐土原町東上那珂 13622番地 1
理 事	武 島 利 英	宮崎市佐土原町東上那珂 13743番地 1

監 事	西 原 浩 一	宮崎市佐土原町東上那珂 13797番地 1
監 事	春 山 幸 則	宮崎市佐土原町東上那珂 15779番地 1 町宮下村55-14

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、黒田土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 秋 吉	宮崎市佐土原町下那珂9086番地 3
理 事	岩 切 幸 治	宮崎市佐土原町下那珂 10635番地 1
理 事	佐 藤 重 成	宮崎市佐土原町下那珂4518番地 3 58
理 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
理 事	佐 藤 幸 男	宮崎市佐土原町下那珂8081番地 6
理 事	佐 藤 健 夫	宮崎市佐土原町下那珂7677番地
理 事	郡 司 恵 元	宮崎市佐土原町下那珂 10365番地 1
理 事	木 宮 一 晃	宮崎市佐土原町下那珂 10722番地
監 事	佐 藤 次 男	宮崎市佐土原町下那珂 10383番地 1
監 事	佐 藤 利 巳	宮崎市佐土原町下那珂9116番地

（任期：平成31年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 秋 吉	宮崎市佐土原町下那珂9086番地 3
理 事	岩 切 幸 治	宮崎市佐土原町下那珂 10635番地 1
理 事	佐 藤 重 成	宮崎市佐土原町下那珂4518番地 3 58

理 事	佐 藤 日 章	宮崎市佐土原町下那珂 10636番地
理 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
理 事	佐 藤 幸 男	宮崎市佐土原町下那珂8081番地 6
理 事	佐 藤 健 夫	宮崎市佐土原町下那珂7677番地
理 事	永 野 秀 義	宮崎市佐土原町下那珂 10491番地
監 事	佐 藤 次 男	宮崎市佐土原町下那珂 10383番地 1
監 事	佐 藤 利 巳	宮崎市佐土原町下那珂9116番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南田土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 5 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	永 野 宏 文	宮崎市佐土原町下那珂 11806番地 1
理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地 3
理 事	郡 司 和 美	宮崎市佐土原町下那珂 11728番地 2
理 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
監 事	郡 司 忠 男	宮崎市佐土原町下那珂 10144番地
監 事	郡 司 忠 義	宮崎市佐土原町下那珂 10982番地

(任期：平成30年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	永 野 宏 文	宮崎市佐土原町下那珂 11806番地 1
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地 3

理 事	郡 司 和 美	宮崎市佐土原町下那珂 11728番地 2
理 事	金 丸 栄 一	宮崎市佐土原町下那珂 10934番地 2
監 事	郡 司 忠 男	宮崎市佐土原町下那珂 10144番地
監 事	郡 司 忠 義	宮崎市佐土原町下那珂 10982番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、石崎土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 5 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	太 田 武 重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1
理 事	西 村 孝 一	宮崎市佐土原町下田島 19878番地 2
理 事	中 原 進	宮崎市佐土原町石崎 1 丁目 7 番地 1
理 事	根 井 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地
理 事	岩 切 敏 明	宮崎市佐土原町下那珂 141番地 2
理 事	関 屋 紀久男	宮崎市佐土原町下那珂3456番地
理 事	原 直 行	宮崎市佐土原町下那珂2966番地 3
理 事	落 合 義 治	宮崎市佐土原町下那珂2048番地 1
理 事	野々垣 正 巳	宮崎市佐土原町下那珂2952番地 1 15
監 事	矢 野 政 治	宮崎市佐土原町下那珂2961番地 4
監 事	門 田 浩 一	宮崎市佐土原町下那珂3368番地 4

(任期：平成30年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	太 田 武 重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1

理 事	西 村 孝 一	宮崎市佐土原町下田島 19878番地 2
理 事	中 原 進	宮崎市佐土原町石崎 1 丁目 7 番地 1
理 事	根 井 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地
理 事	後 藤 繁	宮崎市佐土原町下那珂2699番地
理 事	大久保 利 夫	宮崎市佐土原町下那珂 951番地 2
理 事	門 田 浩 一	宮崎市佐土原町下那珂3368番地 4
理 事	武 村 智 仁	宮崎市佐土原町下那珂2054番地 3
理 事	山 地 和 雄	宮崎市佐土原町下那珂1121番地 6
監 事	細 川 俊 二	宮崎市佐土原町下那珂71番地
監 事	矢 野 政 治	宮崎市佐土原町下那珂2961番地 4

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、一ツ瀬川筋土地改良区 (宮崎市) の役員 の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 5 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 井 太	宮崎市佐土原町下田島7905番地イ
理 事	齋 藤 弘 幸	宮崎市佐土原町下田島 11088番地
理 事	根 井 昇	宮崎市佐土原町下田島 12144番地 1
理 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地 1
理 事	落 合 水 利	宮崎市佐土原町下田島 11526番地
理 事	竹 井 正 嗣	宮崎市佐土原町上田島4096番地
理 事	比 恵 島 章 之	宮崎市佐土原町上田島1198番地 3
監 事	樋 口 厚	宮崎市佐土原町下田島 21619番地 34
監 事	西 岡 実	宮崎市佐土原町下田島 14242番地 8

(任期：平成32年 4 月 3 日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	福 井 太	宮崎市佐土原町下田島7905番地イ
理 事	馬 渡 春 重	宮崎市佐土原町上田島3800番地
理 事	白 坂 文 雄	宮崎市佐土原町上田島 248番地
理 事	齋 藤 弘 幸	宮崎市佐土原町下田島 11088番地
理 事	落 合 水 利	宮崎市佐土原町下田島 11526番地
理 事	根 井 昇	宮崎市佐土原町下田島 12144番地 1
理 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地 1
監 事	高 橋 光 教	宮崎市佐土原町上田島8143番地
監 事	西 岡 実	宮崎市佐土原町下田島 14242番地 8

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、東禅寺・鈴町土地改良区 (宮崎市) の役員 の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 5 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地 1
理 事	日 高 俊 明	宮崎市佐土原町下田島6971番地 1
理 事	新 名 敏 文	宮崎市佐土原町下田島6950番地
理 事	落 合 忠 俊	宮崎市佐土原町下田島6873番地 2
理 事	吉 原 敏 宏	宮崎市佐土原町下田島7897番地
理 事	金 丸 隆 一	宮崎市佐土原町下田島7919番地 2
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	杉 尾 正 利	宮崎市佐土原町下田島 11850番地
理 事	太 田 克 巳	宮崎市佐土原町下田島 12136番地 ロ
理 事	瀬 川 俊 男	宮崎市佐土原町下田島4044番地

監 事	木 村 勉	宮崎市佐土原町上田島 250番地
監 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地

（任期：平成30年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地 1
理 事	日 高 俊 明	宮崎市佐土原町下田島6971番地 1
理 事	新 名 敏 文	宮崎市佐土原町下田島6950番地
理 事	落 合 忠 俊	宮崎市佐土原町下田島6873番地 2
理 事	吉 原 敏 宏	宮崎市佐土原町下田島7897番地
理 事	金 丸 隆 一	宮崎市佐土原町下田島7919番地 2
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	杉 尾 正 利	宮崎市佐土原町下田島 11850番地
理 事	太 田 克 巳	宮崎市佐土原町下田島 12136番地 口
理 事	瀬 川 俊 男	宮崎市佐土原町下田島4044番地
監 事	木 村 勉	宮崎市佐土原町上田島 250番地
監 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、速日峰土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 一太郎	延岡市北方町早中巳 934番地
理 事	大久保 信 幸	延岡市北方町早中巳 255番地 2
理 事	中 田 友 喜	延岡市北方町早中巳 893番地
理 事	早 樋 温	延岡市北方町早中巳 872番地
理 事	甲 斐 良 一	延岡市北方町早中巳 271番地

理 事	甲 斐 辰之輔	延岡市北方町早中巳 538番地
監 事	甲 斐 景 範	延岡市北方町早中巳 846番地
監 事	甲 斐 忠 篤	延岡市北方町早中巳 435番地

（任期：平成30年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 一太郎	延岡市北方町早中巳 934番地
理 事	大久保 信 幸	延岡市北方町早中巳 255番地 2
理 事	中 田 友 喜	延岡市北方町早中巳 893番地
理 事	早 樋 温	延岡市北方町早中巳 872番地
理 事	甲 斐 良 一	延岡市北方町早中巳 271番地
理 事	甲 斐 辰之輔	延岡市北方町早中巳 538番地
監 事	甲 斐 景 範	延岡市北方町早中巳 846番地
監 事	甲 斐 忠 篤	延岡市北方町早中巳 435番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年5月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 辰 男	宮崎市高岡町小山田2559番地
理 事	山 口 紀 壽	宮崎市高岡町花見5497番地 2
理 事	西 村 國 義	宮崎市高岡町飯田2276番地
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132
理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町飯田27番地
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理 事	山 元 幸 男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理 事	椎 葉 重 敏	宮崎市高岡町下倉永 712番地10

理 事	西 園 文 一	宮崎市高岡町上倉永2672番地
理 事	星 崎 卓 三	宮崎市高岡町上倉永 309番地 1
理 事	川 畑 朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理 事	鶴 木 栄 次	宮崎市高岡町花見1126番地
理 事	兼 森 義 廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
理 事	藺 田 安 則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
理 事	長 友 明 利	宮崎市高岡町花見3220番地
理 事	富 永 益 男	宮崎市高岡町五町2324番地 2
監 事	安 楽 勝 則	宮崎市高岡町下倉永 678番地
監 事	梅 元 秀 樹	宮崎市高岡町高浜 331番地 1
監 事	高 原 良 男	宮崎市高岡町下倉永1200番地 179

(任期：平成30年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 辰 男	宮崎市高岡町小山田2559番地
理 事	山 口 紀 壽	宮崎市高岡町花見5497番地 2
理 事	西 村 國 義	宮崎市高岡町飯田2276番地
理 事	東 郷 辰 孝	宮崎市高岡町飯田2239番地 3
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132
理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町飯田27番地
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理 事	山 元 幸 男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理 事	椎 葉 重 敏	宮崎市高岡町下倉永 712番地10
理 事	西 園 文 一	宮崎市高岡町上倉永2672番地
理 事	星 崎 卓 三	宮崎市高岡町上倉永 309番地 1
理 事	川 畑 朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理 事	吉 田 清 洋	宮崎市高岡町五町1784番地 2
理 事	福 永 悟	宮崎市高岡町花見3950番地

理 事	鶴 木 栄 次	宮崎市高岡町花見1126番地
理 事	兼 森 義 廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
監 事	安 楽 勝 則	宮崎市高岡町下倉永 678番地
監 事	梅 元 秀 樹	宮崎市高岡町高浜 331番地 1
監 事	小 森 健	宮崎市高岡町五町 860番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、日向土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	佐 藤 秀 男	高千穂町上岩戸1455番地
監 事	馬 原 克 治	高千穂町岩戸5088番地

(任期：平成31年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	佐 藤 正 一	高千穂町岩戸5304番地
監 事	佐 藤 記 久	高千穂町上岩戸1336番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、東岸寺土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年5月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	佐 藤 昭 彦	高千穂町岩戸4059番地
監 事	馬 原 寿 昭	高千穂町岩戸4760番地

(任期：平成31年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	佐 藤 昭 彦	高千穂町岩戸4059番地

監 事	馬 原 寿 昭	高千穂町岩戸4760番地
-----	---------	--------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上寺土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 5 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	藤 高 常 巳	高千穂町岩戸1626番地
監 事	興 梶 克 百	高千穂町岩戸2122番地

（任期：平成31年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	工 藤 明 信	高千穂町岩戸2525番地 1
監 事	藤 高 常 巳	高千穂町岩戸1626番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 5 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 田 啓 睦	延岡市日の出町 1 丁目16番地 7
理 事	山 口 頼 久	延岡市日の出町 1 丁目21番地 7
理 事	矢 北 由 照	延岡市川原崎町1552番地 3
理 事	草 野 英 紀	延岡市瀬の口町 2 丁目 2 番地 2
理 事	浅 野 賢 治	延岡市桜園町77番地
監 事	甲 斐 千 年	延岡市日の出町 1 丁目 5 番地12

監 事	宮 井 一 好	延岡市川原崎町1604番地 2
-----	---------	-----------------

（任期：平成31年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 田 啓 睦	延岡市日の出町 1 丁目16番地 7
理 事	新 名 種 歳	延岡市山月町 3 丁目4815番地
理 事	酒 井 芳 弘	延岡市川原崎町2040番地 1
理 事	山 口 頼 久	延岡市日の出町 1 丁目21番地 7
理 事	草 野 英 紀	延岡市瀬の口町 2 丁目 2 番地 2
監 事	甲 斐 千 年	延岡市日の出町 1 丁目 5 番地12
監 事	矢 北 由 照	延岡市川原崎町1552番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、川南原土地改良区（川南町）から平成28年 3 月30日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成28年 5 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年 5 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 落札に係る物品等の名称及び数量
宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷（単価契約）平成28年度発行予定部数 2,166,000部（毎号約 361,000部×年 6 回）
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 落札者を決定した日
平成28年 4 月13日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社宮崎南印刷 宮崎市大字田吉字赤江 350番 1
- 落札金額
20.41円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成28年 3 月 3 日

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 5 月 2 日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第36号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 採用 <u>現に職員（臨時的に任用された職員を除く。以下本条中同じ。）でないものを職員の職（以下「職」という。）に任命することをいう。</u></p> <p>（3） 昇任 <u>職員を法令、条例、規則その他の規程により公の名称が与えられている職で、その現に有する職より上位の職に任命することをいう。</u></p> <p>（4） 降任 <u>職員を法令、条例、規則その他の規程により公の名称が与えられている職で、その現に有する職より下位の職に任命することをいう。</u></p> <p>（5） 転任 <u>職員を昇任及び降任以外の方法で、その現に有する職以外の職に任命することをいう。</u></p> <p>（競争試験）</p> <p>第5条 <u>競争試験（以下「試験」という。）は、採用試験及び昇任試験とする。</u></p> <p>（採用試験の種類等）</p> <p>第6条 <u>採用試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（1）～(12) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（採用試験の試験種目）</p> <p>第7条 <u>採用試験による職務遂行に必要な能力の判定は、区分試験ごとに別表第2の試験種目欄に掲げる方法（以下「試験種目」という。）により行なう。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>（昇任試験の種類等）</p> <p>第8条 <u>昇任試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（1） 警部昇任試験</p> <p>（2） 警部補昇任試験</p> <p>（3） 巡査部長昇任試験</p> <p>2 <u>前項各号に掲げる昇任試験の区分、対象となる職、試験種目及び程度は、別に定める。</u></p> <p>（試験の取止め）</p> <p>第9条 <u>人事委員会は、試験の対象となる職に欠員を生ずることが予想されない等の特別の事情が認められる場合には、試験を行わないことがある。</u></p> <p>（受験資格）</p> <p>第10条 <u>採用試験の受験資格は、別表第3に定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>昇任試験の受験資格は、別に定める。</u></p> <p>3 <u>法第16条の規定に該当する者及び日本の国籍を有しない者（人事委員会が別に定める場合を除く。）並びに第1項の受験資格を有しない者は、採用試験を受けることができない。</u></p> <p>（試験の公告等）</p> <p>第12条 <u>人事委員会は、試験を行なう場合には、宮崎県公報（以下「公報」という。）により公告するほか、新聞、放送その他適切な方法により受験に必要な事項を周知するように努めるものとする。ただし、昇任試験を行なう場合には、公報による公告を省略</u></p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 採用 <u>法第15条の2第1項第1号に規定する採用をいう。</u></p> <p>（3） 昇任 <u>法第15条の2第1項第2号に規定する昇任をいう。</u></p> <p>（4） 降任 <u>法第15条の2第1項第3号に規定する降任をいう。</u></p> <p>（5） 転任 <u>法第15条の2第1項第4号に規定する転任をいう。</u></p> <p>第5条 削除</p> <p>（採用試験の種類等）</p> <p>第6条 <u>職員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>（1）～(12) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>（採用試験の試験種目）</p> <p>第7条 <u>採用試験による職務遂行に必要な能力の判定は、区分試験ごとに別表第2の試験種目欄に掲げる方法（以下「試験種目」という。）により行う。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第8条 削除</p> <p>（試験の取止め）</p> <p>第9条 <u>人事委員会は、試験の対象となる職に欠員を生ずることが予想されない等の特別の事情が認められる場合には、試験を行わないことがある。</u></p> <p>（受験資格）</p> <p>第10条 <u>採用試験の受験資格は、別表第3に定めるところによる。</u></p> <p>2 <u>法第16条の規定に該当する者及び日本の国籍を有しない者（人事委員会が別に定める場合を除く。）並びに前項の受験資格を有しない者は、採用試験を受けることができない。</u></p> <p>（試験の公告等）</p> <p>第12条 <u>人事委員会は、試験を行う場合には、宮崎県公報（以下「公報」という。）により公告するほか、新聞、放送その他適切な方法により受験に必要な事項を周知するように努めるものとする。</u></p>

することもある。

2 [略]

(判定基準)

第15条 人事委員会は、第6条第1項各号及び第8条第1項各号に掲げる試験ごとに、試験の対象となる職の職務遂行に必要な能力を有するか否かを判定する基準を定めるものとする。

(合格者の決定)

第16条 人事委員会は、第6条第1項各号及び第8条第1項各号に掲げる試験(区分試験が行なわれる場合には区分試験)ごとに、第1次試験及び第2次試験の結果についてそれぞれ前条の判定基準に基づき、必要と認められる数の合格者を決定する。

2 [略]

(選考により採用する職)

第18条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1) [略]

(2) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験に合格し現に有効な当該任用候補者名簿に記載されている者をもって補充しようとする職で、当該試験にかかる職と同等以下と人事委員会が認めるもの

(3) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの

(4) 人事委員会を置く他の地方公共団体に属する地方公務員の職、国家公務員の職その他これらに準ずる職に正式に任用されている者をもって補充しようとする職で、その者が任用されている職と同等以下と人事委員会が認めるもの

(5)～(6) [略]

(選考により昇任させる職)

第19条 次に掲げる職への昇任は、選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1) 主任主事若しくは主任技師以上の職又はこれらに相当するものと人事委員会が認める職

(2) 昇任させようとする職員がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認める職

(3) 試験を行なっても十分な競争者が得られないと認められる職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職

(4) [略]

(選考の方法)

第20条 選考は、任命権者の請求に基づき、採用又は昇任させようとする者について行なうものとする。

2 [略]

(選考による昇任の特例)

第22条 次の各号の一に該当するときは、前条の基準にかかわらず、選考により昇任させることができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。

(1)・(2) [略]

(3) 長期にわたり勤務し、特に勤務成績が良好である警察官で

2 [略]

(判定基準)

第15条 人事委員会は、第6条第1項各号に掲げる試験ごとに、試験の対象となる職の職務遂行に必要な能力を有するか否かを判定する基準を定めるものとする。

(合格者の決定)

第16条 人事委員会は、第6条第1項各号に掲げる試験(区分試験が行われる場合には区分試験)ごとに、第1次試験及び第2次試験の結果についてそれぞれ前条の判定基準に基づき、必要と認められる数の合格者を決定する。

2 [略]

(選考により採用する職)

第18条 次に掲げる職への採用は、選考によるものとする。

(1) [略]

(2) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験に合格し現に有効な当該任用候補者名簿に記載されている者をもって補充しようとする職で、当該試験にかかる職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの

(3) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの

(4) 人事委員会を置く他の地方公共団体に属する地方公務員の職、国家公務員の職その他これらに準ずる職に正式に任用されている者をもって補充しようとする職で、その者が任用されている職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの

(5)～(6) [略]

(選考により昇任させる職)

第19条 次に掲げる職への昇任は、選考によるものとする。

(1) 副主幹以上の職(公安職給料表の適用を受ける職員の職にあつては警視の職)又はこれに相当するものと人事委員会が認める職

(2) 昇任させようとする職員がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認める職

(3) 試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員の順位の判定が困難であると人事委員会が認める職

(4) [略]

(選考の方法)

第20条 選考は、任命権者の請求に基づき、採用又は昇任させようとする者について行なうものとする。

2 [略]

(選考による昇任の特例)

第22条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の基準にかかわらず、選考により昇任させることができる。

(1)・(2) [略]

<p>、人事委員会が定める基準により、上位の職（警視を除く。）に該当する者と認められる場合</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>勤務成績が特に優良で、実技能力に優れ、かつ、人事委員会が定める資格を有する警察官を上位の職（警視を除く。）に昇任させる場合</u></p> <p>(6) [略] (名簿の作成)</p> <p>第23条 任用候補者名簿（以下「名簿」という。）は、採用候補者名簿及び昇任候補者名簿の2種とし、採用試験及び昇任試験の種類ごとに区分試験に応じて作成する。</p> <p>2～4 [略] (名簿からの削除)</p> <p>第25条 人事委員会は、任用候補者が次の各号の一に該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>昇任候補者名簿については、職員としての身分を失った場合</u></p> <p>2 任命権者は、任用候補者が前項第1号、第2号又は第3号に掲げる場合に該当すると認めるときは、その旨を人事委員会に<u>すみやかに</u>通知しなければならない。</p> <p>(任用候補者の復活)</p> <p>第26条 人事委員会は、前条第1項第3号から第5号までに掲げる場合の一に該当して名簿から削除された任用候補者から当該名簿への復活の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、これを当該名簿に復活するものとする。</p> <p>(任用候補者の削除等の通知)</p> <p>第27条 人事委員会は、第25条の規定により任用候補者を名簿から削除したとき（同条第1項第1号、第2号、第8号又は第9号に掲げる場合に該当して削除したときを除く。）又は前条の規定により任用候補者を名簿に復活し、若しくは復活しなかったときは、その旨を本人に通知するものとする。</p> <p>(名簿の訂正又は変更)</p> <p>第28条 名簿の訂正又は変更は、第25条及び第26条の規定による場合のほか、名簿の作成の過程におけるもれ、書き損じその他の事務上の誤り及び任用候補者の氏名の変更その他の名簿の記載事項についての異動があったことを確認した場合に限り、<u>行なうもの</u>とする。</p> <p>(名簿の失効)</p> <p>第29条 人事委員会は、次の各号の一に該当する場合においては、名簿を失効させることがある。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略] (提示の方法)</p> <p>第31条 人事委員会は、前条の規定による任用候補者の提示の請求があったときは、当該名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数の当該職を志望すると認められる任用候補者をその名簿から<u>高点順に</u>任命権者に提示するものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定により任用候補者を提示する場合においては、人事委員会は、第36条ただし書きの場合及び当該任用の辞退等がある場合に備えて、当該名簿中当該任用につき提示される者の次位以下の当該職を志望すると認められる者のうちから、<u>適当と認める数の任用候補者を</u>高点順に附加して提示することがある。</u></p> <p>3 前2項の規定により任用候補者を提示する場合において、得点</p>	<p>(3) [略]</p> <p>(4) [略] (名簿の作成)</p> <p>第23条 任用候補者名簿（以下「名簿」という。）は、採用候補者名簿とし、採用試験の種類ごとに区分試験に応じて作成する。</p> <p>2～4 [略] (名簿からの削除)</p> <p>第25条 人事委員会は、任用候補者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>2 任命権者は、任用候補者が前項第1号、第2号又は第3号に掲げる場合に該当すると認めるときは、その旨を人事委員会に<u>速やかに</u>通知しなければならない。</p> <p>(任用候補者の復活)</p> <p>第26条 人事委員会は、前条第1項第3号から第5号までに掲げる場合の<u>いずれかに</u>該当して名簿から削除された任用候補者から当該名簿への復活の申出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、これを当該名簿に復活するものとする。</p> <p>(任用候補者の削除等の通知)</p> <p>第27条 人事委員会は、第25条の規定により任用候補者を名簿から削除したとき（同条第1項第1号、第2号又は第8号に掲げる場合に該当して削除したときを除く。）又は前条の規定により任用候補者を名簿に復活し、若しくは復活しなかったときは、その旨を本人に通知するものとする。</p> <p>(名簿の訂正又は変更)</p> <p>第28条 名簿の訂正又は変更は、第25条及び第26条の規定による場合のほか、名簿の作成の過程におけるもれ、書き損じその他の事務上の誤り及び任用候補者の氏名の変更その他の名簿の記載事項についての異動があったことを確認した場合に限り、<u>行うもの</u>とする。</p> <p>(名簿の失効)</p> <p>第29条 人事委員会は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合には、名簿を失効させることがある。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略] (提示の方法)</p> <p>第31条 人事委員会は、前条の規定による採用候補者の提示の請求があったときは、当該名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものを任命権者に提示するものとする。</p>
--	--

が同じであるため提示数の最後の順位に入るべき者が2人以上あるときは、これらの者をすべて提示するものとする。

第32条 人事委員会は、当該名簿に記載されている任用候補者のうち提示の請求に係る職を志望すると認められる者の数が前条第1項の規定により提示すべき数に満たない場合において、その数が5人以上であるときはこれを提示し、その数が1人以上5人未満であるときはその者の氏名及び得点を任命権者に通知するものとする。

2 人事委員会は、当該名簿に記載されている任用候補者のうち提示の請求に係る職を志望すると認められる者の数が5人に満たない場合又は当該名簿がない場合には、適当と認める他の名簿から、当該職の職務の遂行に必要な資格要件を有し、かつ、当該職を志望すると認められる任用候補者を選択して、前項の規定を準用して提示又は通知するものとする。

3 人事委員会は、任用候補者の提示の請求があった場合において、前条又は第1項の規定により提示又は通知すべき任用候補者がいないときは、前項の規定による提示又は通知をする場合を除き、任命権者にその旨を通知するものとする。

第33条 人事委員会は、任用候補者の提示の請求があった場合において、提示の請求に係る職について新旧両名簿があるときは、第31条第1項の規定にかかわらず、これらの名簿に記載されている任用候補者のうち任用すべき者の数に4人を加えた数の当該職を志望すると認められる者を両名簿を通じての高点順に提示することがある。この場合において、新旧両名簿にともに記載されている任用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて提示するものとする。

2 第31条第2項及び第3項並びに前条第1項の規定は、前項の規定により提示する場合に準用する。

(選択の方法)

第36条 提示された任用候補者のうちから職員を任命するための選択は、任命すべき者1人につき、当該任用を辞退した者その他当該任用に応ずる意思がないと認められる者を除く高点順の志望者5人のうちから行なうものとする。ただし、一の提示により補充されるべき職が4以上ある場合においては、そのうち3の職への任用につき選択の範囲に入りながら選択されなかった任用候補者は、その提示により補充されるべき職中残余の職への任用については、その選択の範囲から除いて、当該提示に係る高点順の志望者5人のうちから、その選択を行なうことができる。

(選択の特例)

第37条 任命権者は、第32条の規定による通知がなされた場合は、前条の規定にかかわらず当該通知に係る者のうちから選択を行なうことができる。

(選択の結果の通知)

第38条 任命権者は、前2条の規定による選択の結果について、すみやかに人事委員会に通知しなければならない。

(条件附採用の期間)

第39条 条件附採用の期間は、第40条及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第12条第1項に規定する場合を除き、任命の日から起算して6月間とする。

2 職員の採用は、前項の条件附採用の期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、期間終了の日の翌日から正式採用になるものとする。

(条件附採用の期間の延長)

第40条 職員が条件附採用の期間の開始後6月間において、実際に

第32条 人事委員会は、当該名簿に記載されている者で当該職を志望すると認められるものの数が採用すべき者の数よりも少ない場合においては、これを提示するものとする。

2 人事委員会は、前条の名簿がない場合においては、適当と認める他の名簿から、当該職の職務の遂行に必要な資格要件を有し、かつ、当該職を志望すると認められる任用候補者を選択して提示するものとする。

3 人事委員会は、任用候補者の提示の請求があった場合において、前条の規定により提示すべき任用候補者がいないときは、前項の規定による提示をする場合を除き、任命権者にその旨を通知するものとする。

第33条 人事委員会は、任用候補者の提示の請求があった場合において、提示の請求に係る職について新旧両名簿があるときは、第31条第1項の規定にかかわらず、これらの名簿に記載されている任用候補者のうち当該職を志望すると認められる者を両名簿を通じての高点順に提示することがある。この場合において、新旧両名簿にともに記載されている任用候補者については、そのいずれか高い方の得点に基づいて提示するものとする。

(選択の方法)

第36条 提示された任用候補者のうちから職員を任命するための選択は、当該任用を辞退した者その他当該任用に応ずる意思がないと認められる者を除く志望者の中から行なうものとする。

第37条 削除

(選択の結果の通知)

第38条 任命権者は、前条の規定による選択の結果について、速やかに人事委員会に通知しなければならない。

(条件付採用の期間)

第39条 条件付採用の期間は、第40条及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第12条第1項に規定する場合を除き、任命の日から起算して6月間とする。

2 職員の採用は、前項の条件付採用の期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、期間終了の日の翌日から正式採用になるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第40条 職員が条件付採用の期間の開始後6月間において、実際に

勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまで条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年をこえることとなる場合においては、この限りでない。

- 2 職員として採用され、直ちに6月をこえる期間にわたる所定の研修又は教育を受け、その後実務に従事する職については、当該研修又は教育の期間が終了するまで条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、当該研修又は教育の期間が1年をこえる場合においては、この条件付採用の期間は、1年とする。

（臨時的任用）

第41条 任命権者は、次の各号の一に該当する場合においては、人事委員会の承認を得て、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。この場合において、第1号の規定に該当する臨時的任用を行なおうとするときは、その承認があったものとみなす。

（1） [略]

（2） 臨時的任用を行なう日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

（3） [略]

（臨時的任用の期間の更新）

第42条 臨時的任用の期間は、人事委員会の承認を得て、6月をこえない期間で更新することができる。ただし、再度更新することはできない。

（試験等の委任）

第43条 人事委員会は、次に掲げる事項を宮崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に委任する。

（1） 第6条第1項第7号から第10号までに掲げる試験の事務のうち、次に掲げる事務を実施すること。

ア 身体測定に関する事務

イ 体力検査に関する事務

ウ 身体検査に関する事務

（2） 第8条第1項に掲げる試験の実施並びに試験ごとの昇任候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法に関する事項

- 2 本部長は、前項第1号アからウまでに掲げる事務が終了したときは、その都度その結果を、人事委員会に報告しなければならない。

3 本部長は、昇任試験を行う場合には、あらかじめ、その種類及び実施要領を人事委員会と協議し、当該試験が終了したときは、その結果を、人事委員会に報告しなければならない。

（採用についての選考の委任）

第44条 人事委員会は、第18条に規定する職のうち次の各号に掲げる職への採用についての選考の実施を任命権者に委任する。

（1） かつて警察官であったものをもって補充しようとする警部以下の職でその者が任用されていた職と同等以下と本部長が認める職

（2） 現に警察庁の警察官、皇宮護衛官又は他の地方公共団体の警察官である者をもって補充しようとする警部以下の職で、その者が任用されている職と同等以下と本部長が認める職

（3） [略]

2 [略]

（昇任についての選考の委任）

第45条 人事委員会は、第22条第1号から第5号までの各号の一に

勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまで条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

- 2 職員として採用され、直ちに6月を超える期間にわたる所定の研修又は教育を受け、その後実務に従事する職については、当該研修又は教育の期間が終了するまで条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、当該研修又は教育の期間が1年を超える場合においては、この条件付採用の期間は、1年とする。

（臨時的任用）

第41条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、人事委員会の承認を得て、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。この場合において、第1号の規定に該当する臨時的任用を行おうとするときは、その承認があったものとみなす。

（1） [略]

（2） 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

（3） [略]

（臨時的任用の期間の更新）

第42条 臨時的任用の期間は、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、再度更新することはできない。

（試験等の委任）

第43条 人事委員会は、第6条第1項第7号から第10号までに掲げる試験の事務のうち、次に掲げる事務の実施を宮崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に委任する。

（1） 身体測定に関する事務

（2） 体力検査に関する事務

（3） 身体検査に関する事務

- 2 本部長は、前項各号に掲げる事務が終了したときは、その都度その結果を、人事委員会に報告しなければならない。

（採用についての選考の委任）

第44条 人事委員会は、第18条に規定する職のうち次の各号に掲げる職への採用についての選考の実施を任命権者に委任する。

（1） かつて警察官であったものをもって補充しようとする警部以下の職でその者が任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と本部長が認める職

（2） 現に警察庁の警察官、皇宮護衛官又は他の地方公共団体の警察官である者をもって補充しようとする警部以下の職で、その者が任用されている職と職務の複雑と責任の度が同等以下と本部長が認める職

（3） [略]

2 [略]

（昇任についての選考の委任）

第45条 人事委員会は、第22条第1号から第3号までの各号のいず

該当する昇任についての選考の実施を任命権者に委任する。

2 [略]

(人事委員会等の読み替え)

第48条 人事委員会が試験の実施についての権限の委任を行なった事項については、第8条、第9条及び第11条から第17条までの規定を適用する場合は、これらの規定中「人事委員会」とあるのは「委任を受けた者」と読み替えるものとする。

2 人事委員会が名簿の作成及びこれによる任用の方法についての権限の委任を行なった事項については、第23条の規定を適用する場合は同条中「人事委員会の議決」とあるのは「委任を受けた者の署名」と、第23条第4項から第38条までの規定を適用する場合は、これらの規定中「人事委員会」とあるのは「委任を受けた者」と読み替えるものとする。

別表第1 第6条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度

採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度
[略]		
職員採用試験（短期大学卒業程度）	1 行政職給料表級別基準職務表の級1級の職のうち、学校教育法第108条に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）又は同法第117条に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職 2 <u>医療職給料表（二）</u> 級別基準職務表の級1級の職	短期大学又は高等専門学校卒業程度
[略]		

れかに該当する昇任についての選考の実施を任命権者に委任する。

2 [略]

(人事委員会等の読み替え)

第48条 人事委員会が試験の実施についての権限の委任を行った事項については、第9条及び第11条から第17条までの規定を適用する場合は、これらの規定中「人事委員会」とあるのは「委任を受けた者」と読み替えるものとする。

2 人事委員会が名簿の作成及びこれによる任用の方法についての権限の委任を行った事項については、第23条の規定を適用する場合は同条中「人事委員会の議決」とあるのは「委任を受けた者の署名」と、第23条第4項から第38条までの規定を適用する場合は、これらの規定中「人事委員会」とあるのは「委任を受けた者」と読み替えるものとする。

別表第1 第6条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度

採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度
[略]		
職員採用試験（短期大学卒業程度）	行政職給料表級別基準職務表の級1級の職のうち、学校教育法第108条に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）又は同法第117条に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする職	短期大学又は高等専門学校卒業程度
[略]		

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月2日

宮崎県公安委員会委員長 山 崎 殖 章

宮崎県公安委員会規則第14号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第15条関係)

宮崎公委第 号	
解 任 命 令 書	
年 月 日	
殿	
宮崎県公安委員会	
<p style="text-align: center;">道路交通法第74条の3第6項の規定に基づき貴 の</p> <p>安全運転管理者 副安全運転管理者 を下記の理由により解任することを命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
被解任命令者 [安全運転管理者 副安全運転管理者]	勤務先 職務上の地位 氏名 <p style="text-align: right;">年 月 日生 (歳)</p>
理 由	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第15号を次のように改める。

様式第15号 (第17条関係)

宮崎公委第 号 年 月 日	
車 両 の 使 用 制 限 書	
宮崎県公安委員会 印	
命 令 の 年 月 日	
使用者の氏名（法人にあ っては、その名称及び代 表者の氏名）及び住所	
使用の本拠の位置	
車両の番号表の番号	
運 転 禁 止 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
運 転 禁 止 の 理 由	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表とする者は宮崎県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。